

倉敷市水道局水道管路工事（自社施工型）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、水道管路工事の良好な品質及び適正な施工の確保並びに担い手不足の解消のため、倉敷市水道局（以下「発注者」という。）が発注する水道管路工事において、受注者が自社による施工（以下「自社施工」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「自社施工」とは、水道管路工事（路面本復旧工及び特殊な工法等により発注者がやむを得ないと認めたものを除く。）を施工する際、受注者と直接的な雇用関係にある技術者及び作業員等（産業廃棄物・残土の運搬業者及び交通誘導警備員は除く。以下「自社技術者等」という。）で全て施工することをいう。

2 受注者は、前項に規定する自社施工を求める工種の施工に当たっては、当該工種の施工を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、特殊な工法等により発注者がやむを得ないと認めたものについては、この限りでない。

（対象工事）

第3条 対象工事は、工事設計金額が1,000万円以上の工事であり、布設口径200mm以下かつ開削工法の工事（水道事業実務必携を適用した工事）とする。

2 自社施工型として発注する水道管路工事は、倉敷市水道局建設工事及び物品調達業者入札指名委員会規程（昭和50年水道局管理規程第15号）第2条に規定する建設工事委員会が選定するものとする。

（発注手続）

第4条 発注者は、自社施工型の対象工事を、倉敷市水道局一般競争入札（条件付）事務処理要領（以下「要領」という。）第1条に規定する一般競争入札（条件付）により発注するものとし、入札公告を行う際に、当該工事が自社施工型の対象工事であること及び自社施工を求める対象工種について明記するものとする。

2 発注者は、要領第8条第1項の規定に基づき、落札候補者に対し、自社技術者等で施工する旨等を記載した誓約書（様式第1号）の提出を求めるものとする。

（施工体制の確認）

第5条 発注者は、自社施工を求める対象工種の施工期間中、必要に応じて現地確認等を行い、施工体制を確認するものとする。

2 発注者は、現地確認や受注者からの提出書類等において、不適切な事実を確認した場合は、受注者に対して是正指導等を行うものとし、必要に応じて契約違反としての措置を講じるものとする。

3 現地確認は、発注者が指名するもの（以下「監督員等」という。）により行うものとする。

4 現地確認で不適切な事例が見受けられた場合は、次の各号に定めるところにより指示等を行うものとする。

（1） 現地確認においては、監督員等が受注者に対し、直ちに自社技術者等を当該工事現場に配置すること等を口頭で指示するものとする。

（2） 前号の指示後、監督員等は前項に定めるところにより再度現地確認を行うものとし、違反が認められたときは、発注者は文書により、受注者に対し是正するよう指示する。

5 監督員等は、現地確認の結果について自社施工状況確認票（様式第2号）を作成するとともに、必要に応じ現地確認の状況を写真等に記録するものとする。

（工事成績評定）

第6条 発注者は、前条第4項第2号の規定により、受注者に対し是正を指示した場合は、工事成績評定の施工体制一般の項目で減点評価を行うものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

自社施工にかかる誓約書

倉敷市水道事業管理者 様

工 事 名： ○○地内配水管○○工事（その○）（○）

倉敷市水道局水道管路工事（自社施工型）試行要領を確認の上、上記の工事（路面本復旧工及び特殊な工法等により倉敷市水道局がやむを得ないと認めたものを除く。）については、当社と直接的な雇用関係にある技術者及び作業員等（産業廃棄物・残土の運搬業者及び交通誘導警備員は除く。）で全て施工することを誓約します。

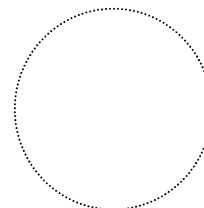
令和 年 月 日

（受注者）

所 在 地

名 称

役 職 名
氏 名



※直接的な雇用関係が確認できる資料（健康保険証等の写し）を添付すること。

自社施工状況確認票

工 事 名	〇〇地内配水管〇〇工事（その〇）（〇）
工 事 場 所	倉敷市〇〇地内
工 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
受 注 者	

確認日	確認者①職・氏名（係長級以上）	確認者②職・氏名	確認
／			☐
／			☐
／			☐
／			☐
／			☐
／			☐
／			☐

確認状況写真（不正又は不適切な行為が疑われる場合のみ）

--

備考欄

--